

太田市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱

平成17年3月28日

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税、都市計画税及び国民健康保険税（以下「固定資産税等」という。）に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第18条の3第1項の規定に基づき還付することができないこととなる税等の相当額（以下「還付不能額」という。）につき、固定資産税等過誤納金返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補てんし、税に関する信頼を確保することを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく支出とする。

(返還対象者)

第3条 市長は、還付不能額が生じた場合において、当該課税処分の対象となった納税者（以下「返還対象者」という。）に対して、返還金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは、相続人に返還金を支払う。この場合において、相続人が複数あるときは、相続人代表者に返還金を支払う。

3 第1項の場合において、固定資産税にあつては、当該課税処分の対象となった固定資産が共有である場合は、共有代表者に返還金を支払う。国民健康保険税にあつては、共有する国民健康保険加入者に返還金を支払う。

4 市長は、還付不能額が納税者の虚偽その他不正な手段により生じた場合において、返還金を当該納税者又は相続人に支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わないものとする。

(返還金の支払対象となる事項)

第4条 返還金は、次に掲げる事項のいずれかに該当し、本市の責めに帰すべき事由により生じた場合に限り支払うものとする。

- (1) 所有者の認定誤りによるもの
- (2) 課税面積の認定誤りによるもの
- (3) 土地の地目の認定誤りによるもの
- (4) 家屋滅失の認定誤りによるもの

- (5) 住宅用地の認定誤りによるもの
- (6) 都市計画区域区分の適用誤りによるもの
- (7) 電算システムに起因する評価額等の計算誤りであって、納税義務者が自ら所有する固定資産の状況、納税通知書等の記載及び縦覧制度等の活用からは知ることが困難なもの
- (8) 法務局からの通知漏れ又は通知誤りによるもの
- (9) 前各号のほか課税誤りの原因が本市の責めに帰すべき事由によるもの
(返還金の額)

第5条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 還付不能額
 - (2) 利息相当額
- 2 前項第1号の還付不能額の算定期間は、支出を決定する日の属する年度から20年前の年度までの間（法第18条の3第1項の規定により過誤納金の還付に係る請求権が消滅するまでの間を除く。）とし、市が保存する固定資産課税台帳、国民健康保険税課税台帳等の関係書類、返還対象者が所持する領収書その他課税又は納付を証明する書類により算出可能な期間とする。
- 3 第1項第2号の利息相当額は、還付不能額に係る固定資産税等の法定納期限の翌日（当該固定資産税等の納付があった日が明らかな場合は、その日の翌日）から返還金の支出を決定する日までの期間の日数に応じ、当該還付不能額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率（以下「法定利率」という。）を乗じて得た金額とする。

(返還金の通知)

第6条 市長は、返還金がある場合は、返還対象者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第7条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を返還対象者に支払うものとする。

(返還金の返還)

第8条 返還対象者が、虚偽その他の不正な手段又は錯誤により返還金の支払を受けた場合は、次に掲げる額の合計額を返還させるものとする。

- (1) 支払を受けた返還金の額に相当する額（虚偽その他の不正な手段又は錯誤により支払を受けた金額）

(2) 前号の額に係る利息相当額

- 2 前項第2号の利息相当額は、返還金の支払を受けた日の翌日から当該返還金に相当する額が返還された日までの日数に応じ、当該返還金に相当する額に法定利率を乗じて得た額とする。

(充当処理の禁止)

第9条 返還金は、返還金支払の対象となる納税者に未納税額があっても、法第17条の2の規定による充当処理は行わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱（平成8年4月1日太田市制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の太田市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に返還事由が判明した返還金について適用し、同日前に返還事由が判明した返還金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の太田市固定資産税等過誤納金返還金支払要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に返還事由が生じた返還金について適用し、同日前に返還事由が生じた返還金については、なお従前の例による。